

別紙様式

法令適用事前確認手続 照会書

令和4年1月22日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容(下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第9条第1項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

フィリピン人永住者と難民申請中で「特定活動」の在留資格を有するトルコ人との婚姻が、法の適用に関する通則法第24条第2項により、婚姻挙行地の法である日本国法の方式に基づき、市区長村長により婚姻届が受理され本邦において有効に成立した。トルコ人男性は事業活動を含む、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)別表第2の表の「永住者の配偶者等」としての活動を日本において行うためには、入管法20条第3項に規定される、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由が存在し、在留資格変更許可を得る必要がある。

フィリピン国籍の永住者とトルコ国籍者との婚姻について、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第24条第2項の規定により、婚姻挙行地である日本の法の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、日本の婚姻届受理証明書は発行されているもののフィリピンの婚姻証明書及びトルコの婚姻証明書が未発行である場合、当該トルコ国籍者は「永住者の配偶者等」の在留資格の許可対象となり得るか。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

フィリピンの婚姻証明書及びトルコの婚姻証明書が未発行であることのみをもって、「永住者の配偶者等」の在留資格該当性が否定されるものではなく、当該証明書が発行されていないことに合理的な理由があり、日本の婚姻届受理証明書を含む提出資料等により、法律上の婚姻関係が成

立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであることが立証された場合には、同在留資格の許可対象となり得る。

4 公表の延期の希望(※本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否(※口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。)

否

6 照会者名の公表を希望しません

7 連絡先

- (1) 郵便番号 [REDACTED]
- (2) 住所 [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) 電話番号 [REDACTED] FAX番号 [REDACTED]
- (5) 電子メールアドレス [REDACTED]